

# 指定看護小規模多機能型居宅介護事業

## 「看護多機能和や家～なごやか～」

### 運営規程

#### 第1条（事業の目的）

株式会社介護いわてが開設する看護多機能和や家～なごやか～（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は、要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練及び居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

#### 第2条（運営の方針）

運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）事業の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画介護計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。

（2）利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

（3）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業の提供に努めるものとする。

（4）事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

（5）事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医への情報提供を行うものとする。

（6）上記のほか、関係法令等を遵守し、事業の提供を行う。

#### 第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 看護多機能和や家～なごやか～

（2）所在地 岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第18地割85番地2

#### 第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者（1名）

管理者は従業者の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員（1名）

介護支援専門員は適切なサービスが提供できるよう介護計画及びサービス計画を作成するとともに、利用に関する市町村への届出、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関、地域包括支援センター等との連絡・調整を行う。

### (3) 従業者

#### ①介護職員（9名以上）

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

#### ②看護職員（常勤換算で2.5名以上）

看護職員は、利用者の健康管理、主治医の指示書に基づく看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成し、事業所における衛生管理等の業務を行う。

### 第5条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は次のとおりとする。

#### (1) 営業日：年中無休

#### (2) 営業時間 通いサービス：基本時間 午前9時30分～午後4時

宿泊サービス：基本時間 午後4時～午前9時30分

訪問サービス：24時間

看護サービス：24時間

### 第6条（登録定員及び利用定員）

事業所の登録定員及び利用定員は次のとおりとする。

#### (1) 登録定員 29人

#### (2) 通いサービスの利用定員 18人

#### (3) 宿泊サービスの利用定員 9人

※ただし、指定権者より過疎地域等における登録定員及び利用定員を超えてのサービス提供を認められた場合は、定員を超過して事業を行うことがある。

### 第7条（事業の内容及び利用料金その他の費用の額）

(1) 通いサービス：事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(2) 宿泊サービス：事業所に宿泊し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(3) 訪問サービス：利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(4) 看護サービス：看護職員や理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が主治医との密接な連携の下に、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

(5) 利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額を利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(6) 提供されるサービスのうち、食費、宿泊費、水道光熱費、その他日常生活において通常必要となる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する。

(7) 月の途中における利用開始または利用終了については日割り計算とする。

(8) 上記利用料は別紙料金表のとおりとし、事前に説明を行うとともに利用者またはその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様とする。

## 第8条（事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岩手町とする。

## 第9条（事業の提供の際の留意点）

（1）利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、前項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

（2）利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

（3）サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

（4）事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

（5）通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くことのないようサービス提供を行うものとする。

（6）登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡等による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス提供を行うものとする。

（7）看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うものとする。

## 第10条（サービス計画及び報告書の作成）

（1）事業所の介護支援専門員は、事業の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成する。

（2）計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

（3）事業所の介護支援専門員は、計画の作成後においても、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

（4）事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するために、事業所の看護師等（准看護師を除く。）に、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書を作成させ、定期的に主治医に提出させるものとする。

## 第11条（短期利用居宅介護）

（1）事業所は次の場合に限り、事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

①事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。

②利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。

③事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。

(2) 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

(3) 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成するサービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員がサービス計画を作成することとし、そのサービス計画に従い事業を提供する。

#### 第12条（個人情報保護）

(1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

(2) 事業を提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(3) 従業者の退職後も、その守秘義務を強制するものとする。

(4) 利用者へのサービス向上を図るために、利用者及びその家族に関する情報を他の関係機関に対して公開する際には、利用者または家族から書面で同意を得ることとする。

#### 第13条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第14条（事故発生時の対応）

(1) 事業所は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償の責を負うものとする。

#### 第15条（衛生管理）

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備等は、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### 第16条（緊急時における対応方法）

事業の提供に当たっては、サービス提供時に利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

## 第17条（非常災害対策）

（1）事業者は、非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

（2）防火管理者を配置し、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

（3）事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

## 第18条（地域との連携など）

（1）当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

（2）運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

（3）運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、岩手町の担当職員もしくは地域包括支援センターの職員、及び事業についての知見を有する者とする。

（4）会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等をする。

（5）運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

## 第19条（虐待防止に関する事項）

（1）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備。

③虐待を防止するための定期的な研修の実施。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

（2）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報するものとする。

## 第20条（身体拘束等の禁止）

（1）事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

（2）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（3）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

①身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施。

②身体拘束等の適正化のための指針の整備。

③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底。

④その他身体拘束等の適正化のために必要な措置。

## 第21条（業務継続計画の策定等）

（1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

（2）事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第22条（ハラスメント対策の強化）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動又は性的な言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第23条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

## 第24条（その他運営についての留意事項）

（1）従業者の資質及び介護技術向上のため、事業所内外の研修を積極的に行う。また、勤務体制の調整を行う。

（2）事業所は、従業者、設備・備品、会計及び利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を事業を提供した日から5年間保存するものとする。

（3）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社介護いわてと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。